

佐伯藩の中の幕府領とのトラブル
—幕府領床木村との

トラブル（その一）—

橋本和雄

（会員 佐伯市東町）

〔はじめに〕 佐伯藩領内には床木村（弥生町）と（佐伯市）堅田地区の塩月村・西野村・府坂村・棚野村・石打村・波越村・泥谷村・津志河内村・柏江村の計十村の幕府領があります。そして佐伯藩と幕府領との間にはさまざまのトラブルが発生しています。例えば、

- ①用水路をめぐって、藩領の鵜山村・江頭村（ともに佐伯市）と幕府領の柏江村（佐伯市）との争いがあります。
- ②堅田の奥の黒沢山や山口山で切り出された樵木は堅田川を下つて河口へ運ぶのですが、途中の幕府領の村々が、井手がこわれると言つて樵木流しを差止めたり、時には流れていく樵木の約三分の一を横取つたりしま

した。
 ③幕府領の柏江村にある港は、佐伯藩の指示・取締り等が及ばないため、他からの船が数多く入港します。その事が佐伯藩の財政はじめ様々な影響をもたらしました。
 ④幕府領床木村と佐伯藩領海崎村の米の貸借をめぐつての争いが行われています。

このような幕府領との争いは、佐伯藩を悩まし続け、頭を痛める問題でした。こうした事柄を、大分県総務課編「大分県史・近世篇1」の84頁～87頁・「弥生町誌」の392頁～394頁が伝えています。これ等の出来事は佐伯藩の公式文書「御用日記」・「御仕置帳」や、ほかには「温故知新録」を基にして書かれています。その故か少し固い感じがします。

今回紹介するのは足軽小頭甲斐孫作（註1）が上司へ提出した文書の手控えや、見聞したり経験した事柄を書きしるしてきた文書（以後「孫作文書」と呼びます）の中からです。公式文書でないだけに書かれている事柄には生々しい部分があり、その時の息吹きを伝えてくれます。

〔本文〕 トラブルの様子を「孫作文書」は次のように書かれています。

長安川園寺風流一葉。在西門一處。少子一子。國一子。
及一女。一女。年幼。不育。存亡。不知。萬物無常。遇形無定。身與

〔読み下し文〕一、明和七寅年二月十九日大津留志右衛門大坂本村愛宕江致參詣帰りに藤原高札場辻ニ而床木村御料百姓五人連籠通り候。処四人ハ無別条通り過壱人壹式間程下り籠通り候。処志右衛門ニ行懸り足をふみ候ニ付とかめ候。処は一かむり取なりへにげ申候ニ付跡より追欠和ニ取ふせせいたせおいしに付せいたの上よりはらふみ申候。処老人參はハ手こめニ被成候ハ如何どうてまくりニて取懸り候ニ付あおぬけにつきたおし夫其方

壱人も返しも申候對刀いたし候ものヲふみ断も不申罷寵り候さほ一有之候哉五人組頭分之物参返さも無之而ハかんにん相應事とと申候外理三郎と申者壱人參候得共右趣申聞差返し候由同廿五日旨過の比申聞候付夫八月番小頭へ申達候哉引之至し段志右衛門志かり其節我等義病有之引込罷存候付年寄共ヲ以可申上と存候処月番助大崎十郎右衛門より右之趣寄親長谷川園右衛門殿へ申達候処延引之届之段

御志かり是ハ内々之事故其通り差置候然所床木村庄屋孫兵衛方へ御料庄屋与太郎より右百姓武人志右衛門殿よ

りふまれ候ニ付かんにん難成高松表御役所へ高訴ニ及申

候此段知れ申候由申聞候付吉野半太夫方へ申出夫より

御代官中へ御内意申達御代官中より御郡代方へ御内意申

上園右衛門殿江も拙者出勤之上御内々申上候處はハ及高

訴候而ハ上之御難題ニ相成候問とかく内分ニ而相濟候

様段々御指図有之鷺山庄屋房右衛門相頼床木へ参段々房

右衛門貰懸り候得共相濟不申塙月庄屋紋之丞へ房右衛門

より相頼手紙等參候得共相濟不申段々もつ連候處三月十

三日内済いたし候段房右衛門より申聞則寄親江申達御

内々ハ御家老中迄も相知レ候

〔大意〕明和七年（一七七〇）二月十九日、大津留志右

衛門が大坂本村（弥生町）の愛宕神社へ参詣した帰りで

した。藤原（佐伯市）の高札場付近で、幕府領床木村の

百姓五人連に出会いました。（志右衛門は）道の左の方

へ片寄り通ったので、（五人連のうち）四人とは問題な

く通り過ぎました。けれど一人だけ一々一間ほど後ろを

歩いていました。その人が通る時、志右衛門の足を踏ん

でいきました。（志右衛門は）その事をとがめたところ、

その人は知らん顔して仲間の方へ逃げました。

それで追いかけていたので、志右衛門はせいたの上「せいた」を背負っていたので、志右衛門はせいたの上から腹を踏みました。（そうしていると仲間の）一人が

来て、「このような手ごめをなされるのは、どうも承知出来ない」と腕まくりをしてかかってきたので、志右衛門はその人をあおぬけに突き倒し、「こうなつたからには、其方達一人も帰すことはしない。刀を差している私

を踏みながら、あやまりもしないで知らん顔して帰つて

いつてしまふ作法というものが、この世にあるものでは

ない。五人組の頭分の者が来て断わりを言うのが通常で

あるのに、そうした事も無いのであるなら、かんにんす

る事は出来ない。」ととがめましたところ、理三郎とい

う者が一人やつて来ました。それで理三郎に対し、今迄

述べた事柄を言い聞かせて帰らせたという事です。

この事を（私、孫作は六日経過した）二月二十五日の

昼過ぎの頃聞きました。その際、志右衛門に対し、この

事柄を月番の小頭へ報告したのかどうか、こんなにも日

が経つて報告するのはいけない事だと叱りました。その

時は、私（孫作）は病気のため出勤出来ず家にいました

ので、年寄共々をもつて申し上げなくてはと思つていました。（どころが）この事は、月番助大崎十郎右衛門から寄親の長谷川園右衛門殿へ申し達せられました。（園右衛門殿は）届の遅れた事を叱りになり、そして、この事は内々の事なのでという事から、表面化しないようにしておきました。

ところが、床木村（床木村には佐伯藩領の部分があり、そここの）庄屋孫兵衛の所に、幕府領床木村の庄屋与太郎から次の事が伝えられました。（五人連のうち）二人の百姓は志右衛門殿から踏まれた事はかんにんする事が出来ない。それで高松表御役所（大分の幕府代官所）（註②）へ訴え出た。この事が分かったのでお知らせするという事でした。（佐伯藩領床木村庄屋孫兵衛は直ぐに）この事を（惣庄屋の）吉野半太夫へ申し出ました。吉野半太夫はこれを御代官へ（非公式の形で）内々伝えました。御代官からは、御郡代へ内々伝えました。

園右衛門殿へも拙者は出勤し、この事を申し上げましたところ、（幕府の高松代官所へ）高訴したとなると、藩主は困難な立場に立たされたかもしれないから、内分に済むようにと段々お指図がなされました。鶴山村の庄

屋房右衛門にこの問題の解決を頼みました。房右衛門は床木村へ行き話をしましたが、どうもうまくいきませんでした。それで房右衛門は塙月村庄屋紋之丞へ頼み、解決出来るよう手紙を出してもらいましたが、これも駄目でした。そしてこの問題はもつれていきましたが、三月十三日に解決し表立たない事になつたと（鶴山村庄屋房右衛門より聞きました。早速（孫作は）寄親へ報告しました。（この件については）御内々ではあるけれど、御家老中も知るようになりました。

〔検討〕この孫作文書へ登場する大津留志右衛門の身分は、幕府領床木村百姓五人連に対し、「帶刀いたし候ものヲふみ断も不申」と言つてゐる事、そしてこの出来事の届けが遅れた事に対し、足軽小頭の甲斐孫作がしかつてゐる点から足堅だと考えられます。その大津留志右衛門が幕府領床木村の百姓の人達との間に起こしたトラブルを、孫作文書は生々しく書き表わしている事が先ず第一にあげられます。

すなわち、幕府領床木村百姓の一人が志右衛門とすれちがう時、足を踏んで通つたのでそれをとがめたところ、その百姓は知らん顔して逃げていきます。これを見た志

右衛門は追いかけ「取ふせ」＝腹を下にして取りおさえます。腹ばいにされた百姓は「せいた」（海岸部では「カルイ」の名称）を背負っていたので、その上から腹にあたる部分を踏みつけます。このようすを見た五人連百姓の一人が志右衛門の所へやつて来ます。そしてこのような手ごめをされるはどうも承知出来ないと、腕まくりをしてかかつてくるのを、志右衛門はあおぬけにつき倒していくたという事等、隨所にその生々しさを強く感じさせます。

第一は、こうした事柄を起こした場合の報告のルートを知る事が出来ると思われます。一つは、足軽（志右衛門）から足軽小頭（甲斐孫作）そして寄親（長谷川園右衛門）というルートです。もう一つは、足軽から月番小頭へというものです。月番となつている役人は、起こした事件は足軽によるものなので、その足軽が所属する組の寄親役へ連絡する事が読み取れます。これ以外に、総庄屋吉野半太夫が果たしている役割の一面を伝えています。佐伯藩領床木村庄屋は、幕府領床木村庄屋より伝えられた事を総庄屋吉野半太夫へ連絡しています。連絡を受けた吉野半太夫は、その内容に基づいて各関係機関へ

報告をしているのです。この事から佐伯藩内各村の庄屋は、問題により総庄屋吉野半太夫へ連絡する事と、連絡を受けた吉野半太夫は事柄に応じて、佐伯藩の各役所へ連絡するかどうかの対応をしていたと考えられます。

第三は、今回のテーマである佐伯藩と佐伯藩内にある幕府領とのトラブル発生原因と、そのトラブルを解決していくため、様々な人々が動いた事を伝えていく事です。幕府領床木村の百姓二人は、大津留志右衛門から踏まれた事は堪忍する事が出来ないとして、幕府の高松代官所へ訴えます。こうなると佐伯藩内では解決出来ません。まさしく佐伯藩と佐伯藩内の幕府領との間にトラブルが発生したのです。そして、この事態を何とか解決しないと藩主が困難な立場になるとを考えます。そこで、上役から下役まで上役かは分かりません。家老役の人達がタッチしていない事は、文章から判断出来ます。

こうして指図がなされ、鵜山村庄屋・佐伯藩内の幕府領・塩月庄村屋も動き、解決の道を開こうとしますが、なかなかうまくいきません。いろいろともつれたようですが、あらそいの起きた二月十九日から二十四日後の三

月十三日に、ようやく解決のめどが立つたのです。これを知り、早速孫作は寄親へ報告し、藩主が困難な立場へ立つ事になるのは回避されていきました。

今回の孫作文書の中で、浮び上がつてくる一つの事があります。それは幕府領床木村庄屋の行動です。幕府領床木村百姓一人が高松代官所へ訴えるまでのいきさつや訴え出る事は事前に分かっていた筈です。然し実際は訴え出た後、佐伯藩領床木村庄屋へこの事を伝えます。この伝えた事が佐伯藩に届けられる事を知った上での行為です。佐伯藩と幕府領との違いはあるけれど、同じ床木村の庄屋だから知らせたとは言えないものを感じます。高松代官所へ訴え出る事がどのような事態を招くかを知った上での行為と考えざるを得ません。

〔註1〕孫作文書は和紙を綴つた二九二頁にわたるもので、最初の部分はとれて無くなっています。書かれた年代は、宝曆六年（一七五六）から寛政十三年（一八〇二）です。この甲斐孫作の名前は、佐伯市教育委員会編佐伯藩資料「温故知新録」の第一巻四一〇頁・第四巻四七七頁・第五巻四八一頁に見られます。

然し、第五巻の場合は享保十九年（一七三四）の人物なので、先代と考えられます。第一巻は明和三年（一七六六）の人物なので、まさしく孫作文書を書いたその人だと言えます。第四巻は寛政五年（一七九三）の名前ですが、孫作文書を書いた甲斐孫作は安永六年（一七七七）に隠居し、後継者は併「次郎太」となっています。この次郎太は、名前を孫作と改めたので、その併にあたる人物の名前だと考えます。

〔註2〕高松代官所は、正式には高松陣屋と呼ばれるもので、万治元年（一六五八）に設けられた幕府の役所です。大分市鶴崎地区にあつたもので、この地には現在留志右衛門へはね返つてくる事が考えられます。それが

どのような形をとったかを、次回に紹介したいと思います。